

運輸安全マネジメント

(令和3年度：令和3年2月～令和4年1月)

輸送の安全に関する基本方針

安全は全てに優先する。

職場における安全意識の浸透を図り、現場の声を安全性向上に反映させ安全意識を全社員に徹底させる取り組みを継続します。

輸送の安全に関する目標

- ① 自動車事故報告規則第2条に規定する事故を0件にする。
- ② 輸送の安全に関する投資を積極的に行う。

目標達成の為の計画

研修：教育 ドライバー事故防止研修及び無事故表彰

啓蒙活動 車両事故防止運動の実施

車両：機器 新規及び代替車両に『デジタコ』『ドライブレコーダー』を導入する。

具体的な年間計画

	令和3年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
研修：教育				○	○				○		○	○	
啓蒙活動 (KYT)		○	○			○	○	○		○		○	○
車両：機器													

目標達成状況

	前年度目標	結果	達成状況
研修：教育	年間 2回	実施回数 2回	100%
啓蒙活動	3回	実施回数 3回	100%

事故に関する統計

自動車事故報告規則第2条に規定する事故（件数及び類型別件数）前年度統計

事故の種類	有責件数	無責件数	合計件数
① 車両の転覆、転落等	0件	0件	0件
② 死亡事故	0件	0件	0件
③ 重症事故	0件	0件	0件
④ 車両故障（運行停止）	0件	0件	0件
⑤ 車両火災（積載物を含む）	0件	0件	0件
⑥ その他（ ）	0件	0件	0件

輸送の安全に係る行政処分

(なし) あり (別途掲示)

輸送の安全に関する基本的な方針

安全方針

『安全は全てに優先する』

1. 社長及び役員は輸送の安全確保が経営の根幹である事を認識し、全社的な安全性向上のための取り組みについて主導的な役割を果たすと共に、職場における安全意識の浸透を図り、現場の声を安全性向上等に反映させ、安全意識を全社員に徹底させる取り組みを継続させて参ります。
2. 運輸安全マネジメント(輸送の安全に関する計画の作成、実行、検証、改善の継続的取り組み)を確実に実施し、絶えず輸送の安全性の向上を図ります。
3. 関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守し、地域・社会での安全に努め、信頼の輸送を確立します。
4. 安全輸送に向けた方針を明確化し、全従業員の周知徹底を図ってゆきます。
5. 輸送の安全に関する連絡体制の確立と情報の共有により、更なる安全輸送に繋げてゆきます。
6. 輸送の安全に関する情報については積極的に公表します。

輸送の安全に関する目標

1. 令和3年度 目標

(1)削減目標『重大事故発生件数“ゼロ”の継続』

具体的件数 0件(前年件数0件=令和2年2月~令和3年1月)

昨年度は重大事故ゼロを達成できた。今年度もゼロを継続する。

(2)輸送の安全に関する投資額 500千円

研修・教育 ドライバー・事故防止研修の実施

啓蒙活動 車両事故防止運動の実施

車両機器 新規、及び代替車両にバックカメラの装着、他

表彰 無事故達成者に対する表彰制度

2. 中期的な目標

(1)目標 『重大事故の撲滅』

『安全はすべてに優先する』をさらに浸透する。

輸送の安全に対する重点施策

1. 輸送の安全確保が最も重要であるという認識を徹底し、関係法令、及び安全管理規程に定められた事項を厳守します。
2. 輸送の安全に関する費用の支出、及び投資を効率的に行なうよう努めます。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行ない、必要な措置を講じます。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報を共有します。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関して計画を作成し、的確に実施します。
6. 労働時間の短縮を推進し、輸送の安全性の向上に努めます。
7. 下請業者を利用する場合は、輸送の安全を阻害するような行為は行いません。
更に長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、輸送の安全性の向上に協力するよう努めます。

輸送の安全に関する計画

1. 車両事故防止研修の実施

- (1)全ドライバー職を対象に、車両事故防止に向けた研修を年2回実施します。
- (2)発生事故の傾向を精査し、その撲滅に向けての具体的な指導、研修を行います。

2. 車両事故防止運動の実施

- (1)車両事故防止に向けて具体的に取り組む事項を定めて、全営業所で一ヶ月の間運動の展開を行ないます。
- (2)今年度も全国交通安全運動(春・秋)に呼応して、実施します。
- (3)期間中は拠点店所7ヶ所において、ドライバーに対する駐在指導を実施します。
又、事業用自動車の一斉点検を実施します。
- (4)店所内へ事故防止運動の垂幕を掲揚し、ドライバーに周知します。
- (5)過去の事故事例を参考に、重点取組事項を決定します。

3. 安全・事故防止委員会の開催

- (1)労使(会社・組合)による安全輸送に関する協議機関として、事故防止運動の実施について具体的取組事項を協議し実施します。
- (2)安全、事故に関する情報を共有し、その伝達と社内での共有を計ります。

4. 労働時間の短縮

- (1)事故防止につながる取組として、ドライバーの労働時間の短縮化を更に推進し、生活リズムの正常化を進め、健康起因事故の発生を防止します。

5. 車両安全設備の装備推進

- (1)デジタコ・ドライブレコーダーの装着。

自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

1. 令和2年2月1日から令和3年1月31日の間、自動車事故報告規則第2条に該当する事故は下記の通りです。

事故種類	件数	事故種類	件数
転覆	0件	危険物等	0件
転落	0件	飲酒等	0件
路外逸脱	0件	健康起因	0件
火災	0件	救護違反	0件
踏切	0件	交通障害	0件
衝突	0件	車両故障	0件
死傷	0件	その他	0件

輸送の安全に関する教育、及び研修の計画

令和3年度

(1)車両事故防止運動の実施

年2回の実施

令和3年4月2日(金曜日)から4月13日(火曜日)までの10日間

令和3年9月9日(金曜日)から9月21日(火曜日)までの10日間

(2)輸送の安全に関する投資額 500千円

研修・教育 ドライバー・事故防止研修の実施

啓蒙活動 車両事故防止運動の実施

車両機器 新規、及び代替車両にドライブレコーダーの装着

表彰 無事故達成者に対する表彰制度

(3)新任管理職者研修

(4)新人ドライバーに対する指導教育

(5)新人ドライバーに対する添乗指導教育